

広告、インターネット販売、外食業等におけるGIマークの使用に関するガイドライン（概要）

農林水産省
食料産業局

- GIマークをGI製品の積極的な販売に活用するため、広告、インターネット販売、外食業等におけるGIマークの使用に関するガイドラインを平成29年7月19日に公表
- これにより、GI制度の流通・販売事業者、外食事業者、消費者への認知度向上も期待

GI制度の課題

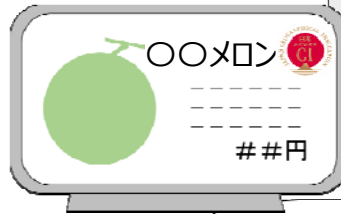
- 流通業者、消費者等への認知度向上
- 消費者の目に触れる機会が多い広告や外食のメニュー等でGIマークの使用基準がない

ガイドラインの対象

① 広告でGI産品をGIマークとともに宣伝



② インターネット販売



③ 飲食店のメニュー



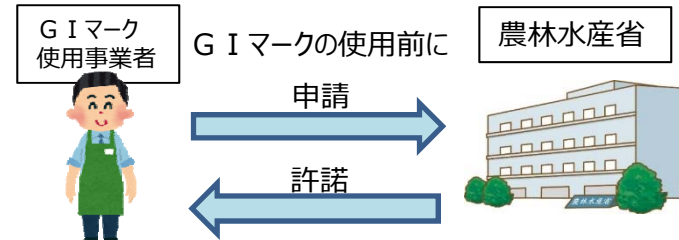
④ GI産品を使用した加工品、料理などの販売



GIマーク使用の注意点

- GIマークは、GI産品と一体的に付すことが必要。（何がGI産品なのか誤解を与えないため）
- GI産品を使用した加工食品の包装等に直接GIマークを付すことはできない

農林水産省への使用申請と許諾



- ・ 使用する事業団体ごとでの申請が可能（支店や店舗ごとの申請は不要）
- ・ GI産品ごとの申請は必要なし

※使用の方法や申請手続については、「広告、インターネット販売、外食業等におけるGIマークの使用に関するガイドライン」を参照

販売店・インターネット販売・飲食店において、GIマークを活用してGI産品を提供することが可能に。

ガイドライン公表により、GIマークの活用を促し、GI産品の販売促進・GI制度全体の認知度の向上を目指す